

道の駅から発信するオリジナルブランド創出による地域活性化推進業務委託 企画提案用仕様書

1 業務概要

業務名：道の駅から発信するオリジナルブランド創出による地域活性化推進業務委託

履行期間：契約日から平成32年3月25日（水）まで

2 業務目的

本業務は、茅ヶ崎市（以下、「市」という。）に整備を行う道の駅から発信するオリジナルブランドを継続的に推進していくための仕組みや道の駅での展開方法を具体的に検討するとともに、推進体制の検討・構築や市内事業者間のニーズ等をマッチングさせる方策の検討、新規商品等地域産品の開発の支援により地域経済の活性化に結びつけることを主眼としてブランド創出を実践する。

3 契約金額の上限

39,944,529円（消費税及び地方消費税含む）【2か年合計】

（平成30年度 24,955,884円、平成31年度 14,988,645円）

※平成30年度は内閣府の地方創生推進交付金の対象事業

4 業務内容

以下に示す項目を実施するとともに、その内容を取りまとめるものとする。

（1）持続可能なブランドの方向性や将来像の明確化

市における地域の活性化を見据え、過年度検討も踏まえ、持続可能なブランドの展開を進めるための考え方や様々な課題に対する解決策を提示し、市民や市内事業者の参画意欲が醸成できるようなブランドの方向性や将来像を明確にする。

（2）ブランド認定の仕組みの構築

ブランド認定について、具体的な認定の継続性ある仕組みの構築を行う。その際、ブランド展開の効果測定の方法、検証、見直し方法等についても合わせて提示すること。

（3）ブランド認定の実現・実践

『茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略』の重要業績評価指標（KPI）に位置付けられているオリジナルブランドについて、目標である20件のブランド認定を実現するとともに、モデルケースを作成し、販売等の実験を行う。

（4）市内経済団体とブランドに係る連携の構築

（3）を効果的に推進するため、茅ヶ崎商工会議所や茅ヶ崎版DMOを目指す茅ヶ崎市観光協会等の関係団体と、ブランドに係る連携体制を構築する。

(5) 市民・市内事業者へのブランド展開に係る意識醸成・支援

ブランド展開で重要と考えられる市民・市内事業者の意識醸成や新たな掘り起こしを行う。また、参入方法等の考え方・手法について整理するとともに、既存事業の活用をはじめとした具体的な商品等の展開や異業種等とのマッチング方法について検討し、市内事業者へブランド認定や商品販売に向けた支援を行い、(3)のブランド認定において合計10事業者以上の取り組みを支援する。

(6) 道の駅を中心としたブランド展開の整理

道の駅施設全体のブランド展開の考え方や道の駅と周辺の公共施設や市内のさまざまな資源を活用したブランド展開を整理する。

(7) 効果的な情報発信の検討・実践

時代の変化に対応した情報発信のあり方や具体的な情報発信方法を検討するとともに、道の駅のオープン前から効果的な情報発信を実践する。

5 技術者

受託者の配置する技術者は次のとおりとし、原則として変更することができない。なお、退職等やむを得ない事由が生じた場合は、市の承諾のうえ、変更することができる。

(1) 管理技術者

ア 管理技術者は、十分な経験と知識を有する者を配置する。

イ 管理技術者は、「6 業務計画書」に従い、業務全般について管理する。

(2) 担当技術者

担当技術者は、本業務に従事する技術者とする。

6 業務計画書

(1) 受託者は、本業務の契約締結後速やかに業務計画書を作成し、市に提出する。

(2) 業務計画書には、次の事項について記載する。

ア 業務内容

イ 実施方針（本業務に係る実施方針）

ウ 業務工程

エ 業務組織計画

オ 打合せ計画

カ 使用する主な図書及び基準

キ 連絡体制（緊急時含む）

ク その他

(3) 受託者は、業務計画書の内容を変更する場合は、あらかじめ理由を明らかにしたうえで、市の承諾を得なければならない。また、承諾を得た後、すみやかに市に変更業務計画書を提出すること。

7 工程管理

受託者は、本業務の円滑な推進のため、業務計画書に基づき適切に工程を管理すること。

8 成果品

- (1) 本業務における成果物は業務内容に記載されているじこうについてまとめ、成果物を引き渡す場所は茅ヶ崎市役所とする。
なお、成果物については、市と十分な協議のうえ提出するものとする。
 - ア 業務報告書 2部（ドッジファイル等で綴じたもの）
 - イ 上記に関する電子データ（CD-R） 2部
- (2) 前項に掲げる成果物は、次の要件を満たすものでなければならない。
 - ア 図や表をできるだけ使用するとともに、使用する用語等は専門知識を有しないものにも理解できるように配慮する。
 - イ 第三者に著作権があるものは、成果物に使用しない。
 - ウ 電子データは、Microsoft 社製の Word2010 及び Excel2010 において、何の変換もせず開くことのできるものとし、作成した文書、表及び計算式などを画像として、Word 等に貼り付けてはならない。
 - エ 電子データは、最新のウィルス定義ファイルを適用したウィルス対策ソフトにより、ウィルスチェックを実施したうえで保存する。

9 成果物の検査等

- (1) 受託者は、本業務が完了したときは、その旨を市に通知し、成果物の検査を受けなければならない。市の検査において修補の指示があった場合は、受託者の費用負担によって当該箇所を直ちに修補し、検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を本業務の完了とみなす。
- (2) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所等が発見された場合は、速やかに市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とすること。

10 成果の帰属

本業務による成果品及び派生する権利等の副産物は、すべて市に帰属するものとし、市の承諾を受けずに他に公表、譲渡、貸与又は使用してはならないものとする。

11 守秘義務

- (1) 受託者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。本業務が完了した後も同様とする。
- (2) 受託者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を受託者の役員又は従業員であっても、本業務を履行するために知る必要のある者以外の者に漏えい又は開示をしてはならない。

1 2 中立性の保持

受託者は、常に中立性を堅持しなければならない。

1 3 疑義の選択

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、市と受託者が協議の上これを定める。

1 4 環境配慮事項

- (1) 受託者は、茅ヶ崎市環境マネジメントシステム（C-EMS）活動方針の趣旨をふまえ、省エネルギー、省資源、廃棄物等の削減に配慮するとともに環境関連法令、条例等を遵守する。
- (2) 市に提出する報告書その他の書類については、原則として再生紙を使用する。

1 5 留意事項

各項目の検討に当たっては国・県の法律や『茅ヶ崎市道の駅基本計画』、『茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略』、『茅ヶ崎市観光振興ビジョン』、『道の駅から発信するオリジナルブランド推進業務報告書』『道の駅から発信するオリジナルブランド検討業務報告書』など、関連する諸計画等との整合性の確保に留意すること。

1 6 その他

- (1) 業務の遂行に当たっては、市担当者との十分な打合わせを行い、業務を誠実に履行することとし、情報交換等を行うために、定例的に会議を開催すること。
- (2) 受託者は本業務の遂行に当たり、市と打合せを行い、誠実に履行する。
- (3) 受託者は、本業務を実施する場合において、国等の動向、先進事例その他必要があると認められる資料を市に提供すること。
- (4) 業務の遂行上必要な資料については、受託者の責任と負担において収集すること。
- (5) 業務中に生じた諸事故並びに市及び第三者に与えた損害に対しては、市担当者の指示に従って、受託者の責任において処理するものとする。
- (6) 受託者は、本業務の遂行に当たり、関連する法令等を遵守し、業務を円滑に進めなければならないこと。
- (7) 現地調査等を行う際は、事前に市担当者で内容、日程等を確認するとともに、市の方針を十分理解した上で実施すること。また、市民からの質疑・対応等には十分注意し、トラブル回避に努めること。